

今般の新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、教職員においては、児童生徒等のためこれまでとは異なる環境で職務に励まれているところですが、こうしたことが精神的な緊張や心身の過度な負担につながることも懸念されるため、メンタルヘルス対策等について、留意事項をまとめ、送付いたします。

2 初初企第 1 1 号
令和 2 年 6 月 2 6 日

都道府県教育委員会教育長 殿
指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

浅野敦行

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局財務課長

森友浩史

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

平山直子

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う教職員のメンタルヘルス対策等について（通知）

新型コロナウイルス感染症に対応し、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続することが必要であり、教職員については、勤務環境や業務内容が通常時とは異なる中で職務に従事していますが、こうしたことが精神的な緊張や心身の過度な負担につながることも懸念されるところです。

このため、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に伴う教職員のメンタルヘルス対策等について、下記のとおりまとめましたので、教職員の心身の負担が過度となりメンタルヘルス不調をきたすことがないよう、各教育委員会においては下記について御留意いただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただくようお願いいたします。また、各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いいたします。

記

1. 予防的な取組の推進について

「教職員のメンタルヘルス対策について（最終まとめ）」（平成 25 年 3 月 29 日）等に留意の上、メンタルヘルス対策に一層積極的に取り組むこと。

メンタルヘルス対策は、まず第一に、予防的な取組が極めて重要である。本人のセルフケアの促進、校長等のラインによるケアの充実、良好な職場環境・雰囲気醸成等の取組を推進するとともに、これらを人事管理や学校運営と関連付けて、効果的・効率的にメンタルヘルス対策の推進を図ること。

2. 労働安全衛生管理の充実について

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 初健食第 30 号初等中等教育局財務課長、健康教育・食育課長通知）等に基づき、感染症対策にも留意の上、労働時間の状況把握、長時間労働者への医師による面接指導、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）など、労働安全衛生管理の一層の充実に努めること。

特に、労働安全衛生法により義務付けられている労働安全衛生管理体制の未整備は法令違反であるため、未整備の学校が域内に存在する場合、学校の設置者は速やかに法令上求められている体制の整備等を行う必要があること。また、法令上の義務が課されていない学校においても、各教育委員会において適切に取り組まれないこと。

なお、教職員の保健管理にかかる費用については、地方財政措置が講じられているところであること。

3. 教職員の勤務負担に留意した指導体制について

新型コロナウイルス感染症の対応を行いつつ、児童生徒等の学びを保障しながら学校運営を維持するに当たっては、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を整備する必要があると考えられる。このため、教職員の役割等の校務分掌の見直しを行うと

ともに、地域の感染状況に応じて加配教員や学習指導員、スクール・サポート・スタッフの活用等を行うことにより、教職員の勤務負担が過重とならないよう十分に留意しつつ、きめ細かな指導及び身体的距離を確保するための指導体制の確保を図ること。

また、週休日である土曜日に登校日を設けたり授業を行ったりする場合には、「新型コロナウイルス感染症への対応に伴い土曜授業等を実施する場合における週休日の振替等の適切な実施及び工夫例等について」（令和2年6月9日付け2初初企第10号初等中等教育局初等中等教育企画課長，財務課長通知）に示したとおり、職員の健康確保の観点から可能な限り近接した日に振り替えることが好ましいという週休日の振替の本来の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体の条例や規則等にのっとり、長期休業期間中などの勤務日や勤務時間を適切に振り替えることや、時間割を柔軟に編成すること、年度をまたいで勤務日や勤務時間を振り替えること等の工夫の例が考えられること。

4. メンタルヘルス不調等に関する相談体制の充実について

教職員のメンタルヘルス不調等の健康障害の防止のため、各教育委員会内の関係課等において、メンタルヘルス不調等の健康障害に関する相談窓口を設置することや、相談窓口について教職員に積極的に周知を行うことなど、「公立学校の教師等の勤務条件、健康障害及び公務災害認定に係る相談窓口の設置状況に関する調査結果に係る留意事項について」（令和2年1月17日付け元文科初第1336号初等中等教育局長通知）を踏まえ、適切な対応を行うこと。

特に、メンタルヘルス不調等に関する相談窓口については、公立学校共済組合において組合員等を対象に健康相談事業を実施しているため、これを積極的に周知すること。また、公立学校共済組合の支部においても健康相談事業を実施している場合には、併せてこれを積極的に周知すること。

また、別添のとおり、メンタルヘルス等に係る相談等について、総務省が通知を発出しているところであり、（一財）地方公務員安全衛生推進協会によるメンタルヘルス対策サポート推進事業の活用も考えられること。

【連絡先】

(下記以外の事項に関すること)

文部科学省 初等中等教育局

初等中等教育企画課教育公務員係

(電話) 03-5253-4111 (内線2588)

(労働安全衛生管理の充実に関すること)

文部科学省 初等中等教育局

健康教育・食育課企画調整係

(電話) 03-5253-4111 (内線4950)

(指導体制の確保に関すること)

文部科学省 初等中等教育局

財務課校務調整係

(電話) 03-5253-4111 (内線3704)

(公立学校共済組合に関すること)

文部科学省 初等中等教育局

財務課公立共済係

(電話) 03-5253-4111 (内線3747)

総行安第9号
令和2年3月26日

各都道府県総務部（局）長
（安全衛生担当課・公務災害担当課扱い）
（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局長
（安全衛生担当課・公務災害担当課扱い） 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症による地方公共団体職員の健康管理・安全管理について

各地方公共団体におかれては、この度の新型コロナウイルス感染症への対応に多大なご尽力をいただいているところですが、特に、感染が拡大傾向にある地域にあつては、保健師、消防職員、医療関係に従事する職員等においては、精神的な緊張を伴う職務の中で心身の負担が過度となりメンタルヘルス不調をきたすことが懸念されること等から、下記1について積極的にご活用いただくとともに、また、職場内の感染拡大防止及び適切な公務災害補償の実施の観点から、下記2についてご留意いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び一部事務組合等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1. メンタルヘルス等に係る相談について

地方公共団体職員を対象としたメンタルヘルス等に係る相談については、各共済組合が実施している相談事業や、（一財）地方公務員安全衛生推進協会（以下「安衛協」という。）によるメンタルヘルス対策サポート推進事業[※]を有効に活用していただきたいこと。

2. 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の相談体制等について

職員が新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、原因が公務、私事に問わず、各所属から人事当局への報告を行うなど適切に対応していただきたいこと。

また、例えば、患者の診療若しくは看護の業務に従事したために新型コロナウイルス感染症を発症するなど、公務又は通勤に起因して発症したものであると認められるときは、公務災害補償又は通勤災害補償の対象となることから、その旨を、職員向けポータルサイト等において、新型コロナウイルス感染症の予防に関することと併せて周知していただきたいこと。

※ メンタルヘルス対策サポート推進事業

主に人事担当者・安全衛生担当者・福利厚生担当者向けに、メンタルヘルス対策全般に係る相談窓口を設置し、専門の相談員（臨床心理士等）が電話・メール等によりアドバイスを行っています。

<http://www.jalsha.or.jp/schd/schd08>（平成31年4月1日付け地基メ第6号、安衛推協第70号地方公務員災害補償基金理事長及び安衛協理事長通知により各地方公共団体に通知しています。なお、令和2年度の同通知については、令和2年4月1日に通知予定です。）

〔上記のほか、各地方公共団体に臨床心理士等を派遣する「メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業」も行っています。〕

（注）詳細については、安衛協企画課（TEL 03-3230-2021（直通））にご確認ください。

【連絡先】

公務員部安全厚生推進室

担当：森谷、番、渡邊

電話：03-5253-5560（直通）